

◎新潟県教育委員会訓令第6号

教育庁本庁
出先機関
教育機関

新潟県教育委員会事務決裁規程（昭和36年3月新潟県教育長訓令第3号）の一部を次のように改正する。

平成31年3月29日

新潟県教育委員会

教育長 池田 幸博

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）に対応する同表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）が存在しない場合には当該移動後号を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>別表第4（第5条関係）（教育次長及び課長の個別的専決事項）</p> <p>総務課</p> <p>教育次長専決事項</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>削除</u></p> <p>(6)～(10) (略)</p> <p>総務課長専決事項</p> <p>(1)～(3)の5 (略)</p> <p><u>(3)の6 教特法第2条の適用を受ける本庁及び出先機関等の職員の教特法第17条第1項の規定に基づく兼職又は他の事業に従事することの承認をすること。</u></p> <p>(4)～(17) (略)</p> <p>財務課・福利課 (略)</p> <p>義務教育課</p> <p>教育次長専決事項</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 県立学校の校長又は園長の<u>5日以上</u>の年次有給休暇の承認をすること。</p> <p>(7) 県立学校の校長又は園長の<u>5日以上</u>の特別休暇（夏季休暇を除く。）及び職務専念義務の免除の承認等をする事。</p> <p>(7)の2 県立学校の校長又は園長の<u>5日以上</u>の部分休業及び修学部分休業の承認をすること。</p> <p>(8) 県立学校の校長又は園長の<u>5日以上</u>の病気休暇の承認をすること。</p> <p>(8)の2 県立学校の校長又は園長の<u>5日以上</u>の介護休暇の承認をすること。</p> <p>(9) <u>県立学校の校長又は園長の研修及び兼職の承</u></p>	<p>別表第4（第5条関係）（教育次長及び課長の個別的専決事項）</p> <p>総務課</p> <p>教育次長専決事項</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>教特法第2条の適用を受ける本庁及び出先機関等の職員の教特法第17条第1項の規定に基づく兼職又は他の事業に従事することの承認をすること。</u></p> <p>(6)～(10) (略)</p> <p>総務課長専決事項</p> <p>(1)～(3)の5 (略)</p> <p>(4)～(17) (略)</p> <p>財務課・福利課 (略)</p> <p>義務教育課</p> <p>教育次長専決事項</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 県立学校の校長又は園長の<u>5日を超える</u>年次有給休暇の承認をすること。</p> <p>(7) 県立学校の校長又は園長の特別休暇（夏季休暇を除く。）及び職務専念義務の免除の承認等をする事。</p> <p>(7)の2 県立学校の校長又は園長の部分休業及び修学部分休業の承認をすること。</p> <p>(8) 県立学校の校長又は園長の病気休暇の承認をすること。</p> <p>(8)の2 県立学校の校長又は園長の介護休暇の承認をすること。</p> <p>(9) <u>教特法第17条の規定による県立学校の主幹教</u></p>

認をすること。

(10) (略)

(11) 県立学校教員及び県費負担教職員の研修計画の実施をすること(生徒指導課の分掌事務に係る事項を除く。)。

(12)～(22) (略)

義務教育課長専決事項

(1)～(9) (略)

(10) 教特法第17条の規定による県立学校の主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師及び実習助手の兼職又は他の事業等に従事することの承認をすること (教育長が指定するものを除く。)。

(11)～(36) (略)

(36)の2 管理規則第17条の規定による県立学校の児童、生徒(園児を含む。)の事故発生の報告を受理すること(生徒指導課及び保健体育課の分掌事務に係る事項を除く。)。

(36)の3～(39) (略)

高等学校教育課
教育次長専決事項

(1)～(6) (略)

(7) 校長の5日以上の年次有給休暇、特別休暇(夏季休暇を除く。)及び職務専念義務の免除の承認等をすること。

(8) 校長の5日以上の部分休業及び就学部分休業の承認をすること。

(9) 校長の5日以上の病気休暇の承認をすること。

(9)の2 校長の5日以上の介護休暇の承認をすること。

(10) 校長の研修及び兼職の承認をすること。

(11) (略)

(12) 県立学校教員の研修計画の実施をすること(生徒指導課の分掌事務に係る事項を除く。)。

(13)～(27) (略)

高等学校教育課長専決事項

(1)～(9) (略)

(10) 教特法第17条の規定による教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師及び実習助手の兼職又は他の事業等に従事することの承認をすること(教育長が指定するものを除く。)。

(11)～(28)の2 (略)

(28)の3 管理規則第17条の規定による生徒の事故発生の報告を受理すること(生徒指導課及び保健体育課の分掌事務に係る事項を除く。)。

(29)～(31) (略)

諭、教諭、養護教諭及び栄養教諭の兼職又は他の事業等に従事することの承認をすること。

(10) (略)

(11) 県立学校教員及び県費負担教職員の研修計画の実施をすること。

(12)～(22) (略)

義務教育課長専決事項

(1)～(9) (略)

(10) 教特法第17条の規定による県立学校の助教諭、養護助教諭、講師及び実習助手の兼職又は他の事業等に従事することの承認をすること。

(11)～(36) (略)

(36)の2 管理規則第17条の規定による県立学校の児童、生徒(園児を含む。)の事故発生報告(保健体育課の分掌事務に係る事項を除く。)の受理をすること。

(36)の3～(39) (略)

高等学校教育課
教育次長専決事項

(1)～(6) (略)

(7) 校長の5日を超える年次有給休暇、特別休暇(夏季休暇を除く。)及び職務専念義務の免除の承認等をすること。

(8) 校長の部分休業及び就学部分休業の承認をすること。

(9) 校長の病気休暇の承認をすること。

(9)の2 校長の介護休暇の承認をすること。

(10) 教特法第17条の規定による教諭、養護教諭及び栄養教諭の兼職又は他の事業等に従事することの承認をすること。

(11) (略)

(12) 県立学校教員の研修計画の実施をすること。

(13)～(27) (略)

高等学校教育課長専決事項

(1)～(9) (略)

(10) 教特法第17条の規定による助教諭、養護助教諭、講師及び実習助手の兼職又は他の事業等に従事することの承認をすること。

(11)～(28)の2 (略)

(28)の3 管理規則第17条の規定による生徒の事故発生の報告(保健体育課の分掌事務に係る事項を除く。)の受理をすること。

(29)～(31) (略)

生徒指導課

教育次長専決事項

県立学校教員及び県費負担教職員の生徒指導に関する研修計画の実施をすること。

生徒指導課長専決事項

(1) 学校におけるいじめ対応等生徒指導に関する調査を実施すること。

(2) 管理規則第17条の規定による県立学校の児童、生徒（園児を含む。）の事故発生の報告を受理すること（生徒指導に関する事項に限る。）。

生涯学習推進課・文化行政課（略）

保健体育課

教育次長専決事項（略）

保健体育課長専決事項

(1)～(5)（略）

(6) 管理規則第17条(第50条及び第50条の7において準用する場合を含む。)の規定による生徒の事故発生の報告を受理すること(保健体育、学校安全及び学校給食に関する事項に限る。)。

生涯学習推進課・文化行政課（略）

保健体育課

教育次長専決事項（略）

保健体育課長専決事項

(1)～(5)（略）

(6) 管理規則第17条(第50条及び第50条の7において準用する場合を含む。)の規定による生徒の事故発生の報告(義務教育課及び高等学校教育課の分掌事務に係る事項を除く。)の受理すること。